



【媒体資料】
なんば広場Vision

 CYUJO ——— 2026.3.31

大阪ミナミの玄関口！圧倒的な集客力を誇る、なんば広場！

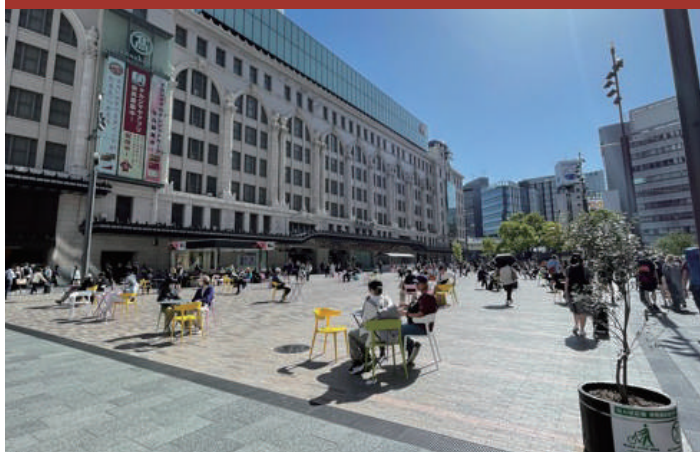
なんば広場のコンセプトは「憩い、出会い、生み出す 大阪発のリアルメディア なんばの真ん中 なんばひろば」です。
道頓堀・戎橋すぐの好立地。国内外からの注目が集まる最適地で御社の広告を放映しませんか。



大阪・ミナミ最大級のイベントスペース
約**2,270**m²

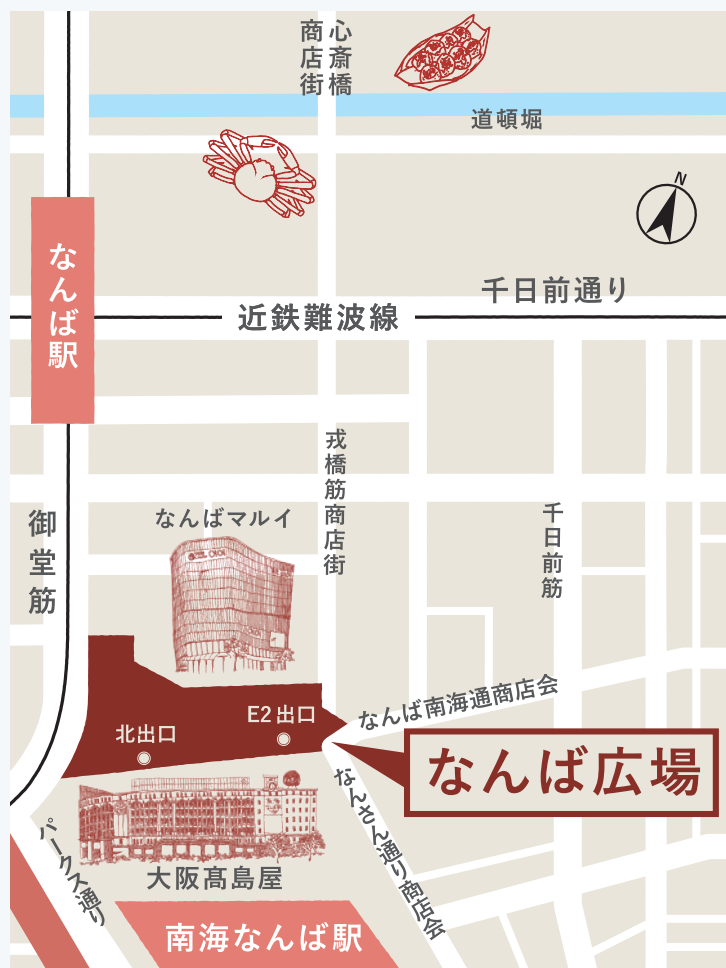
1週間歩行者人数
約**100万人**[※]

大阪最大級の繁華街
大阪・ミナミを代表する
商店街と直結



※情報元：なんば広場マネジメント法人設立準備委員会による通行量調査結果(2025年6月実施)

関西国際空港と直結する「南海なんば駅」の目の前に位置し、道頓堀へと続く「戎橋筋商店街」にも接続。
通勤・通学などの日常利用から、ショッピングや国内外からの観光客まで。
多様な人々が絶え間なく行き交い、賑わいと滞留が生まれる大阪ミナミの玄関口です。



※戎橋筋商店街



※道頓堀



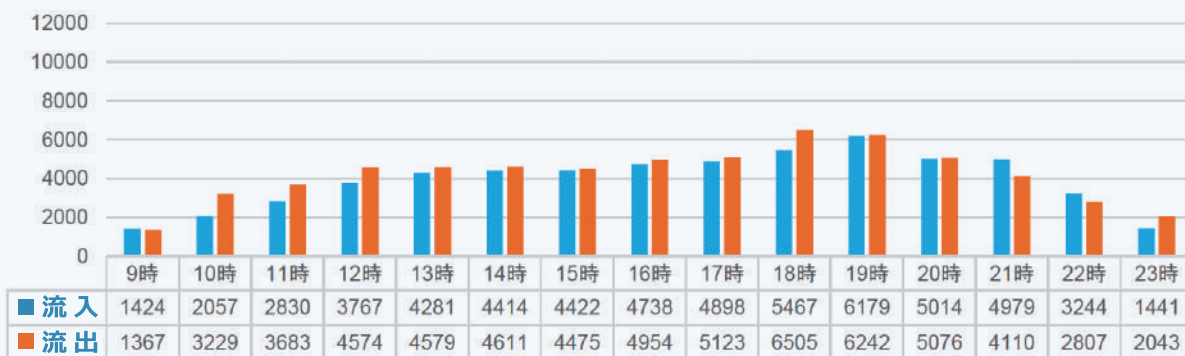
※心齋橋商店街



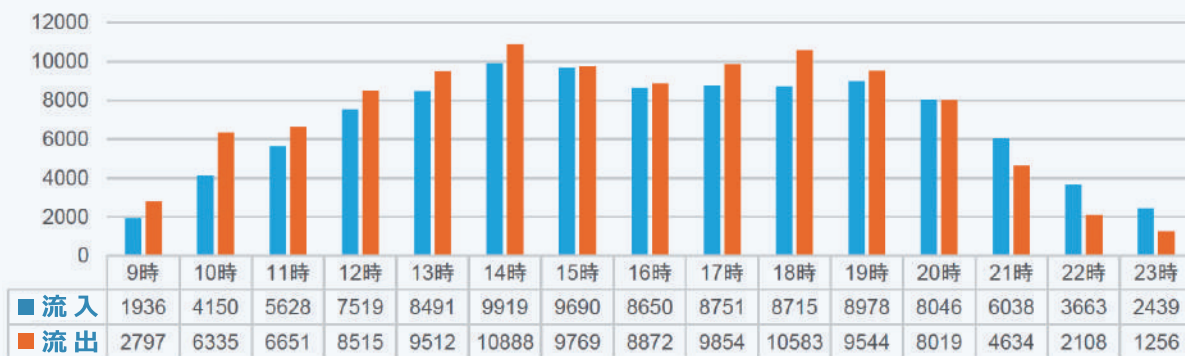
なんば広場のデジタルサイネージのリーチ人数は約100万人/週

デジタルサイネージ放映時間(9時~24時)の通行量調査結果

休日 流出入合計 211,950人 (流入:102,613人+流出:109,337人)



平日 流出入合計 122,533人 (流入:59,155人+流出:63,378人)



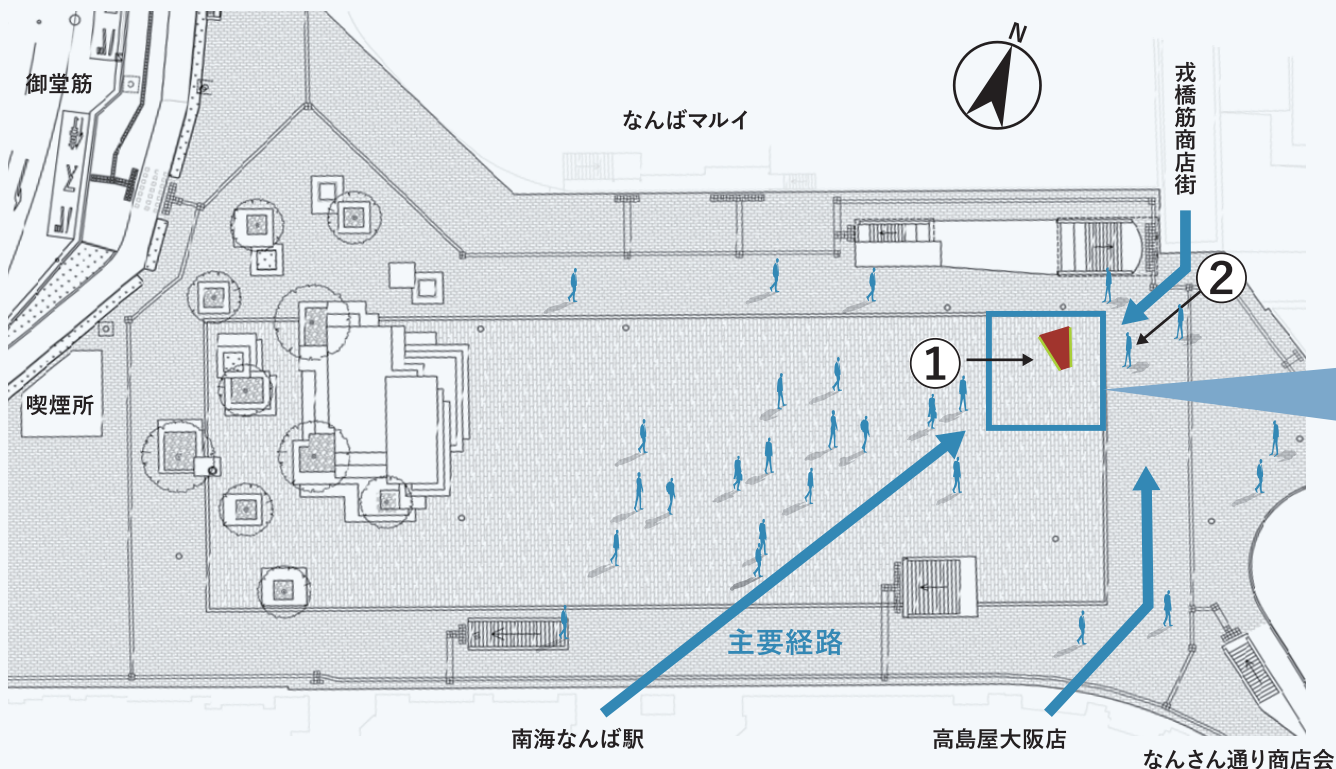
1週間流出入合計 1,036,565人

(平日流出入数×5日+休日流出入数×2日)

①戎橋筋商店街+②エディオン
+③なんさん通り商店会の歩行者人数の合計値

■調査箇所: デジタルサイネージの視認エリアに含まれる、広場出入口の3地点(※調査箇所図を参照)における流出入・通行量を計測

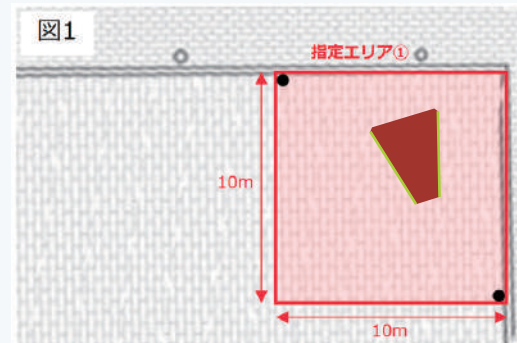
■調査日: 平日/2025年6月12日(木) (最高気温27.7度/最低気温19.7度) 休日/2025年6月15日(日) (最高気温29.1度/最低気温24.1度)



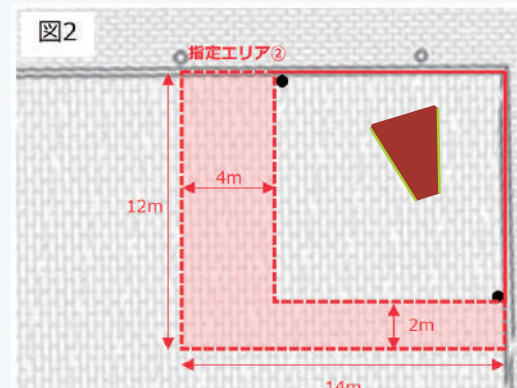
イベント時も視認性は常に確保されます

北東角10m×10mはイベント利用不可エリアとなるため、テントや設置物でビジョンの視認性が妨げられることはありません。

●目印として植栽を設置予定



指定エリア①(10m×10m)には、広場に常設された机・椅子以外の設置物を置くことができません。そのため、イベント開催時であってもビジョンの視認性は常に確保されます。



指定エリア②には高さ1.5mを超える設置物を置くことができません。そのため、イベント開催時でもビジョンが遮られることなく、安定した広告効果を発揮します。



1週間で「100万人」に届く、即効性。
目線の高さにあるビジョンが、通行人の視界を
確実に捉えます。
V字の2面構成で、広場の滞留者と商店街の歩行者、
その両方へ同時にアプローチが可能です！



媒体名称	なんば広場 Vision
媒体所在地	大阪府大阪市中央区難波5丁目 なんば広場内(北東角)
広告料金(税別)	2面1枠・30秒 ¥340,000- / 1週間
仕様	自立式LEDデジタルサイネージ / 2面 2.5mmピッチ
音声	なし
画面サイズ	1面：W3,200×H1,920(約6.14㎡) ※2面で約12.28㎡
放映時間	9:00～24:00(15時間) 1枠30秒×6回 / 時 1日当たり90回放映、1週間当たり630回放映 ※緊急放映・支障を考慮し90%稼働時を最低保証とさせていただきます。 ※広告枠とは別に広場のイベント情報や行政の告知等の公益情報が放映されます。 (上記の保証回数に変動はありません。)
申込方法	決定優先(仮押さえ不可)
申込締切	放映開始日の8営業日前まで ※申込前にクライアント及びデザイン審査を完了していただく必要があります。 詳しくは次のページをご確認ください。
入稿締切	放映開始日の5営業日前まで
入稿方法	完全データ入稿(放映開始日の5営業日前) 動画：MPEG・WMV・MOV・MP4 静止画：JPEG
掲出規制	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教、政治関連、その他公序良俗に反する広告の掲出はできません。 ・なんば広場マネジメント法人設立準備委員会が定める「なんば広場におけるデジタルサイネージ 放映審査基準」に基づく業種規制、表現規制がございます。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・事前にクライアント及びデザイン審査がございます。 ・放映期間中に同業種の広告が放映される場合があります。予めご了承下さい。 ・災害や緊急放送など不可抗力による放映中断時は返金・振替対応はできません。 なお、本媒体は「90%稼働保証」を設けており、通常は安定した放映環境をご提供いたします。 ・2素材まで無料、3素材目以降は1素材あたり実費¥10,000-(税別)必要です。 ・入稿期日を遅延した場合、編成作業費実費¥25,000-/1回(税別)を頂戴します。 ・同業種によるイベント開催やバナー広告の掲載が行われる場合があります。 予めご了承ください。 ・長期の場合は別途ご相談ください

3か月・6か月・1年。季節ごとのキャンペーン、
半期のブランディング計画など、
マーケティング戦略に合わせた柔軟な
期間設定で、ブランド定着を狙えるプランです！



媒体名称	なんば広場 Vision
媒体所在地	大阪府大阪市中央区難波5丁目 なんば広場内(北東角)
広告料金(税別)	2面1枠・30秒 ¥6,800,000- / 1ヶ年 ¥5,700,000- / 6ヶ月間 ¥3,600,000- / 3ヶ月間
仕様	自立式LEDデジタルサイネージ/2面 2.5mmピッチ
音声	なし
画面サイズ	1面：W3,200×H1,920(約6.14㎡) ※2面で約12.28㎡
放映時間	9:00~24:00(15時間) 1枠30秒×6回/時 1日当たり90回放映 ※緊急放映・支障を考慮し90%稼働時を最低保証とさせていただきます。 ※広告枠とは別に広場のイベント情報や行政の告知等の公益情報が放映されます。 (上記の保証回数に変動はありません。)
申込方法	決定優先(仮押さえ不可)
入稿方法	完全データ入稿(放映開始日の5営業日前) 動画：MPEG・WMV・MOV・MP4 静止画：JPEG
掲出規制	・宗教、政治関連、その他公序良俗に反する広告の掲出はできません。 ・なんば広場マネジメント法人設立準備委員会が定める「なんば広場におけるデジタルサイネージ 放映審査基準」に基づく業種規制、表現規制がございます。
備考	・事前にクライアント及びデザイン審査がございます。 ・放映期間中に同業種の広告が放映される場合があります。予めご了承下さい。 ・災害や緊急放送など不可抗力による放映中断時は返金・振替対応はできません。 なお、本媒体は「90%稼働保証」を設けており、通常は安定した放映環境をご提供いたします。 ・1ヶ月あたり4素材まで無料、5素材目以降は1素材あたり実費¥10,000-(税別)が必要です。 ・入稿期日を遅延した場合、編成作業費実費¥25,000-/1回(税別)を頂戴します。 ・同業種によるイベント開催やパナー広告の掲載が行われる場合があります。予めご了承ください。 ・契約主体はあくまでもお申込み企業(法人)単位となります。グループ会社の親会社、ホールディングス(持株会社)等が契約した場合でも、契約企業以外の子会社・関連会社による広告掲出はできません。

“なんばの顔”に365日出稿。

年間約20万回の圧倒的な放映数で、

ブランドの浸透と記憶定着を同時に実現します！



媒体名称	なんば広場 Vision
媒体所在地	大阪府大阪市中央区難波5丁目 なんば広場内(北東角)
広告料金(税別)	2面 1 枠・ 30秒 ¥29,000,000- / 1ヶ年
仕様	自立式LEDデジタルサイネージ/2面 2.5mmピッチ
音声	なし
画面サイズ	1面：W3,200×H1,920(約6.14㎡) ※2面で約12.28㎡
放映時間	9:00~24:00(15時間) 1枠30秒×36回/時 1日当たり540回放映、1年間当たり197,100回放映 ※緊急放映・支障を考慮し90%稼働時を最低保証とさせていただきます。 ※広告枠とは別に広場のイベント情報や行政の告知等の公益情報が放映されます。 (上記の保証回数に変動はありません。)
放映期間	1ヶ年 ※2029年6月末までの契約となります。
申込方法	決定優先(仮押さえ不可)
入稿方法	完全データ入稿(放映開始日の5営業日前) 動画：MPEG・WMV・MOV・MP4 静止画：JPEG
掲出規制	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教、政治関連、その他公序良俗に反する広告の掲出はできません。 ・なんば広場マネジメント法人設立準備委員会が定める「なんば広場におけるデジタルサイネージ放映審査基準」に基づく業種規制、表現規制がございます。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・事前にクライアント及びデザイン審査がございます。 ・放映期間中に同業種の広告が放映される場合があります。予めご了承下さい。 ・災害や緊急放送など不可抗力による放映中断時は返金・振替対応はできません。 ・なお、本媒体は「90%稼働保証」を設けており、通常は安定した放映環境をご提供いたします。 ・1ヶ月あたり4素材まで無料、5素材目以降は1素材あたり実費¥10,000-(税別)必要です。 ・入稿期日を遅延した場合、編成作業費実費¥25,000-/1回(税別)を頂戴します。 ・同業種による広告出稿やバナー広告の掲載が行われる場合があります。予めご了承ください。 ・契約主体はあくまでもお申込み企業(法人)単位となります。グループ会社の親会社、ホールディングス(持株会社)等が契約した場合でも、契約企業以外の子会社・関連会社による広告掲出はできません。

イベント開催時に、会場演出や告知映像として
ビジョンを活用できる特別プラン。
来場者の注目を集め、
広場全体の一体感と訴求力を高めます。



媒体名称	なんば広場 Vision
媒体所在地	大阪府大阪市中央区難波5丁目 なんば広場内(北東角)
広告料金(税別)	2面 1 枠・ 30 秒 ¥340,000- / イベント実施期間
仕様	自立式LEDデジタルサイネージ/2面 2.5mmピッチ
音声	なし
画面サイズ	1面：W3,200×H1,920(約6.14㎡) ※2面で約12.28㎡
放映時間	9:00～24:00(15時間) 1枠30秒×6回/時 1日最大630回放映 ※イベント実施期間が2日間の場合は、360回・270回と分けさせていただきます。 ※緊急放映・支障を考慮し90%稼働時を最低保証とさせていただきます。 ※広告枠とは別に広場のイベント情報や行政の告知等の公益情報が放映されます。 (上記の保証回数に変動はありません。)
放映期間	なんば広場で実施されるイベント期間のみ
申込方法	決定優先(仮押さえ不可)
入稿方法	完全データ入稿(放映開始日の5営業日前) 動画：MPEG・WMV・MOV・MP4 静止画：JPEG
掲出規制	・実施されるイベントと無関係な内容の掲出はできません。 ・なんば広場マネジメント法人設立準備委員会が定める「なんば広場におけるデジタルサイネージ放映審査基準」に基づく業種規制、表現規制がございます。
備考	・事前にクライアント及びデザイン審査がございます。 ・放映期間中に同業種の広告が放映される場合があります。予めご了承ください。 ・災害や緊急放送など不可抗力による放映中断時は返金・振替対応はできません。 なお、本媒体は「90%稼働保証」を設けており、通常は安定した放映環境をご提供いたします。 ・2素材まで無料、3素材目以降は1素材あたり実費¥10,000-(税別)が必要です。 ・入稿期日を遅延した場合、編成作業費実費¥25,000-/1回(税別)を頂戴します。 ・同業種による広告出稿やバナー広告の掲載が行われる場合があります。 予めご了承ください。

「なんば広場Vision」「EDION VISIONなんば」をセットにしたシンクロプランです。
2ビジョン3面でのシンクロ放映は、来街者により強く訴求することが可能です。



プラン	放映回数		放映金額(税別)
	なんば広場 Vision	EDION VISIONなんば	
なんばシンクロ3 EDION VISIONなんば セット	30秒×6回/時 9:00~24:00 90回/日)	30秒×6回/時 7:00~23:00 (96回/日)	特別価格 940,000円
	シンクロ回数9:00~23:00(14時間×6回) 1週間で588回		

放映期間	1週間 ※スタート日:任意
放映時間	シンクロ放映時間:9:00~23:00 ※各ビジョンの放映時間が異なるため、8:00~9:00、23:00~24:00は放映しているビジョンのみのシンクロとなります。 ※なんば広場Visionのみ1時間に6回放映するため、1時間に1回は単独放映となります。
音声	あり(EDION VISIONなんばのスピーカーから音声が出力されます) 平日:9:00~20:00 休日:10:00~20:00
入稿期日	8営業日前

【なんば広場Visionについて】

掲出規制

なんば広場、EDION VISIONなんばへの掲出には、それぞれ事前の審査および規定がございます。



備考

- ・事前にクライアント及びデザイン審査がございます。
- ・放映期間中に同業種の広告が放映される場合があります。予めご了承下さい。
- ・災害や緊急放送など不可抗力による放映中断時は返金・振替対応はできません。
なお、本媒体は「90%稼働保証」を設けており、通常は安定した放映環境をご提供いたします。
- ・2素材まで無料、3素材目以降は1素材あたり実費¥10,000-(税別)必要です。
- ・入稿期日を遅延した場合、編成作業費実費¥25,000-/1回(税別)を頂戴します。
- ・同業種によるビジョンやフラッグ広告への掲出が行われる場合があります。予めご了承ください。

- ・なんば広場のデジタルサイネージ広告の収益は、広場の維持管理(運営人件費・清掃・警備等)やエリアの価値を高める再投資へと還元されます。
- ・貴社のプロモーションが、大阪ミナミの玄関口「なんば広場」の運営を支え、なんばエリア全体の価値向上に寄与します。
- ・圧倒的な歩行者数を誇る本媒体への掲出は、高い宣伝効果をもたらすと同時に、地域貢献・CSR活動としての役割も果たします。



クライアント審査： 問い合わせ後、3営業日以内に一次回答いたします

デザイン審査： **水曜日16時まで**にデザインデータを「namba-hiroba@cyujo.com」までご提出していただければ毎週金曜日に審議を行い、翌日に回答いたします

例) 10月20日放映開始を希望される場合

9月

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 提出日*	3	4 審議	5
6	7 回答	8	9 提出日*	10	11 審議	12
13	14	15 回答	16 提出日*	17	18 審議	19
20	21	22	23	24 回答	25	26
27	28 回答	29	30 提出日*	<small>※水曜日16時まで</small> にデザインデータを「namba-hiroba@cyujo.com」までお送りください。		

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 審議	3
4	5 回答	6 申込締切日	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19 放映開始日	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

早めにデザイン審査を行うと申込締切までスムーズに審議を進めることができます。

動画 ※音声なし

MPEG	拡張子:mpg
圧縮形式(コーデック)	MPEG2形式
ビットレート	最大15Mbps
対応サイズ(ピクセル)	16:9/1920×1080 ※セーフティゾーン90%。文字等の重要な情報はセーフティゾーン内に収めるようにしてください。
フレームレート	30fps ノンドロップフレーム(NDF)形式 ※設定が29.97 fpsしかない場合はそれでも可。
QuickTime	拡張子:mov
圧縮形式(コーデック)	H.264 またはアニメーション
ビットレート	最大15Mbps
対応サイズ(ピクセル)	16:9/1920×1080 ※セーフティゾーン90%。文字等の重要な情報はセーフティゾーン内に収めるようにしてください。
フレームレート	30fps ノンドロップフレーム(NDF)形式 ※設定が29.97 fpsしかない場合はそれでも可。
MP4	拡張子:mp4
圧縮形式(コーデック)	H.264
ビットレート	最大15Mbps
対応サイズ(ピクセル)	16:9/1920×1080 ※セーフティゾーン90%。文字等の重要な情報はセーフティゾーン内に収めるようにしてください。
フレームレート	30fps ノンドロップフレーム(NDF)形式 ※設定が29.97 fpsしかない場合はそれでも可。
WMV	拡張子:wmv
ビットレート	最大15Mbps
対応サイズ(ピクセル)	16:9/1920×1080 ※セーフティゾーン90%。文字等の重要な情報はセーフティゾーン内に収めるようにしてください。
フレームレート	30fps ノンドロップフレーム(NDF)形式 ※設定が29.97 fpsしかない場合はそれでも可。

静止画

	拡張子:JPG、PNG
カラーモード	RGB形式
対応サイズ(ピクセル)	16:9/1920×1080 ※セーフティゾーン90%。文字等の重要な情報はセーフティゾーン内に収めるようにしてください。
解像度	72dpi以上

■映像尺についての注意点(必ずお読み下さい)

映像のもとになる静止画1コマ1コマを「フレーム」、1秒間に表示されるフレーム数を「フレームレート」と呼びます。
上記指定のフレームレート30fps(frames per second)は、「1秒間に30フレーム(コマ)表示させる」という意味です。

■フレームレート30fpsの時の秒数当たりのフレーム数

秒数	フレーム数
15秒	450フレーム
30秒	900フレーム
60秒	1800フレーム
120秒	3600フレーム
180秒	5400フレーム

形式問わず、入稿データの尺は15秒単位でお願いします。
(15秒・30秒・60秒・・・)

14秒18フレームや20秒など、半端な秒数、フレーム数の素材は基本受け付けできません。

規制業種又は事業者 次の各号のいずれかに該当する業種(以下「規制業種」という。)の広告掲載については、これを承認しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、
風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融業
- (3) 商品先物取引に関するもの
- (4) たばこ(電子たばこを含む。)の製造及び販売に関するもの
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- (7) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)に規定する訪問販売、
通信販売(同法第30条に規定する通信販売協会に
加入している者が行う場合を除く。)、電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引
- (8) 探偵業
- (9) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・中古品小売業
- (10) 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業
- (11) その他、広場管理運営者が不適切と判断したもの。

広告内容の制限

広告物の内容は、次の各号に該当するものを掲出しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - ア. 男女のヌードを添えた意匠
 - イ. 虚偽もしくは不正確な表現で、事実と誤認される恐れのあるもの
 - ウ. 法規に抵触する恐れのあるもの
 - エ. 性に関する表現のうち、性に関する表現が露骨または挑発的なもの、性犯罪を興味本位に取り上げているもの、痴漢等の性犯罪を誘発・助長するもの、児童や未成年の性行動に関するもの
 - オ. いじめや人権侵害を想起させるもの
 - カ. 個人や法人の名誉を棄損する可能性のあるもの
 - キ. その他、公共の場にふさわしくないと判断するもの
- (3) 人権侵害となるもの
 - ア. 人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により人を差別するもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観又は風致を害するもの
- (9) 当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (10) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
 - ア. 男女の別なく不快の念をもたらすもの。
 - イ. 病気や体質、老い等について過度にネガティブな表現。
 - ウ. 血液、遺体、傷口等を興味本位に取り上げた表現。
 - エ. その他公共の場にふさわしくないと判断するもの。
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (12) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (13) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ア. 虚偽の内容を表示するもの
 - イ. 法令などで認められていない業種、商法、商品を表示するものまたは肯定するもの
 - ウ. 誇大、比較広告等、広告手法上に議論があるもの
 - エ. 責任の所在が明確でないもの
- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ア. 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - イ. 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - ウ. 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの(過度な肌の露出などの表現など)
 - エ. ギャンブル等を肯定するもの
- (15) 過剰表現、その他誤解を与えかねない表現
 - ア. 誇大表現「世界初」「業界初」「日本一」等の表記は、その根拠を提示すること。
 - イ. 故意に誤認を誘う表現(根拠のない「完全」「確実」「絶対」「100%」等)
 - ウ. 効果効能の約束(「もうかる」「効く」「やせる」「すべてが解決」、効果効能の使用前後の対比 等)
- (16) 価格訴求、販売方法についての制限
 - ア. 金額訴求が主たるデザインとなるものは認めない。
 - イ. 景品表示法に違反をする恐れのあるもの、消費者に誤解を与えかねない表示、表現は認めない。
- (17) タイアップ広告
 - ア. 同一の商品・サービスに関連するもの、及び内容・表現に関連性、統一感のあるものに限る。
 - イ. 連合広告とみなす内容・表現については掲出を認めない。
- (18) 他社製品との比較広告
 - ア. 他社との比較広告については、内容が客観的に実証され、数値や事実を正確かつ適正に引用し、比較の方法が公正になされていると認められるものについては承認する。
- (19) その他、広告掲載を行う広告として不適当であると広場管理運営者が認めるもの

表現規制

広告表現は次の各号に該当してはならない。

- (1) 情報過多、文字情報が極端に多いもの。
- (2) 赤・青・黄などの原色や高彩度の色(けばけばしい色彩)が多用され、かつ景観と調和しないと判断されるもの。
(但しコーポレートカラーなど表現上原色又は高彩度の色を使用しなければならない場合、
全体の面積や表示秒数などを工夫し、見る人に不快を与えないよう配慮する場合は掲出を認める。)
- (3) 見る人に著しく暗いイメージを与えるもの。
- (4) 道路交通の安全を損なう恐れや注意表示と誤認される可能性のあるもの。
- (5) 性的表現・暴力表現・差別的表現がなされていると判断されるもの。
(但し暴力表現については映画やアニメの格闘シーンなど作品の内容を紹介するために必要な場合は、銃口や刃物が正面を向けない、
血しぶきの場面は避けるなど見る人に不快を与えないように配慮する場合は掲出を認める)
- (6) その他、広場管理運営者が不適切と判断したもの。

映像における放映基準

映像広告は、次の各号に従うものとする。

- (1) 動画を放映する場合は、場面転換の少ないゆるやかな動画とすること。
- (2) 輝度については、個別協議とする。
- (3) 視覚的に強い表現等をしないこと。
- (4) コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換は避けること。
- (5) 規則的なパターン模様(縞模様、渦巻き模様、同心円模様など)が、画面の大部分を占めることは避けること。
- (6) 低解像度のものを掲出しないこと。



なんば広場広告幹事事業者

広告枠に関するご相談

Tel:06-6125-5106 Fax:06-6125-5107

E-Mail:namba-hiroba@cyujo.com 担当者:佐藤・吉田

受付時間:9:00~18:00迄(土・日・祝日除く)